

平塚市地域情報共有ホームページシステム管理運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域による情報の共有化を通してコミュニティの活性化を図るとともに地域の各種団体の連携を強化することにより、地域課題の解決に向けた持続的な取組活動を支援するため、インターネットを活用した地域情報共有ホームページシステムの管理及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 各種団体等 地区公民館運営委員会、体育振興会、防犯協会、老人クラブ、交通安全協会、地区社会福祉協議会、子ども会育成会、小学校PTA、中学校PTA、民生委員児童委員協議会、町内福祉村、地域教育力ネットワーク協議会、青少年指導員連絡協議会、ごみ減量化推進委員会、自主防災組織その他の公益的活動を行う団体をいう。
- (2) 地域情報共有ホームページシステム 平塚市（以下「市」という。）が提供する地域情報を共有するためのホームページのシステム（以下「ホームページ」という。）及び各地域が登録するホームページデータ等を格納するためのサーバ領域をいう。

(利用できる団体)

第3条 地域情報共有ホームページシステム（以下「本システム」という。）を利用できる団体は、平塚市自治会地区連合会（別表）を含むおおむね小学校区を対象区域として活動を行う各種団体等により組織されたホームページ管理運営団体（以下「ホームページ管理運営団体」という。）とする。

2 ホームページ管理運営団体は、次の各号に掲げる要件のいずれにも適合するものとする。

- (1) 当該対象区域に関する情報及びおおむね10団体以上の各種団体等の情報を定期的に提供すること又は当該年度中に提供する見込みのあること。
- (2) パソコンによるインターネットへの接続が可能な環境を備えていること。

- (3) 連絡可能な電子メールのアドレスを所有していること。
- (4) 第6条に規定する会長のほか、電子メールでの連絡並びにホームページデータの作成及び更新を行うことができるホームページ更新担当者（以下「ホームページ更新担当者」という。）並びに当該対象区域の各種団体等の活動に詳しい実務責任者（以下「実務責任者」という。）を設置すること。この場合において、ホームページ更新担当者の実務責任者とは、兼任することができない。

（市の役割）

第4条 市は、本システムの運営及び維持管理を行うため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 本システムの保守及び運用の管理に関すること。
- (2) 本システムを利用するために必要なユーザID及びパスワードの発行及び管理に関すること。
- (3) 第7条の規定により本システムの利用を受けたホームページ管理運営団体に対して、ホームページデータが平塚市地域情報共有ホームページ利用規約に反するものである場合に、当該内容、記事等に係る修正又は削除の指導を行うこと。ただし、緊急を要する場合には、修正又は削除を行うこと。
- (4) 個人情報等について、平塚市個人情報保護条例（平成19年条例第13号）に基づく適正な管理に関すること。

2 市は、必要と認める行政情報を本システムに掲載する。

3 市は、本システムを利用するホームページ管理運営団体に対し、ホームページの立上げ及び運営に対する支援を行う。

（ホームページ管理運営団体の役割）

第5条 ホームページ管理運営団体は、ホームページデータの作成及び更新並びに市が発行する本システムのユーザID及びパスワードの管理を行う。

（ホームページ管理運営団体の管理体制）

第6条 ホームページ管理運営団体の会長（以下「会長」という。）は、当該ホームページ管理運営団体を適正かつ組織的に運営するため、次に掲げる業務を

行う。

(1) ホームページ管理運営団体の運営における最終的な決定を行うこと。

(2) ホームページ管理運営団体の運営に必要な実務責任者及びホームページ更新担当者を選任すること。

2 実務責任者は、ホームページ管理運営団体を組織的かつ効率的に運用するため、次に掲げる業務を行う。

(1) ホームページ管理運営団体の運営に関して必要な連絡調整を行うこと。

(2) 編集委員会を開催するなどホームページ管理運営団体を組織的に運営すること。

(3) ホームページの作成及び更新を行うための情報を収集し、ホームページの企画立案を行うこと。

3 ホームページ更新担当者は、当該地域のホームページを安全かつ効率的に運用するため、次に掲げる業務を行う。この場合において、会長が必要と認めるときは、2人以内のホームページ更新副担当者を置いて、ホームページ更新担当者の業務を補佐させることができる。

(1) 市から発行された本システムのユーザID及びパスワードを厳重に管理し、漏えい又はそのおそれ等があるときは、直ちに、市に連絡すること。

(2) 当該地域のホームページデータの原本管理を行うとともに、当該地域のホームページの作成及び更新の管理を行うこと。

(3) 当該地域のホームページの作成及び更新に関しては、個人情報、肖像権、著作権等の保護に十分配慮を行うこと。

(4) 平塚市地域情報共有ホームページ利用規約に反した内容を掲載しないように注意を払うとともに、不適切な内容については削除等必要な措置を行うこと。

(利用の申請等)

第7条 本システムを利用しようとするホームページ管理運営団体は、平塚市地域情報共有ホームページ利用申請書（第1号様式）に必要事項を記入して市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の利用申請書を受けた場合には、その内容を審査し、適当と認

めたときは、平塚市地域情報共有ホームページシステム利用決定通知書（第2号様式）を交付するものとする。

（利用の中止）

第8条 会長は、ホームページ管理運営団体が本システムの利用を中止しようとするときは、平塚市地域情報共有ホームページ利用中止届（第3号様式）をあらかじめ市長に提出するものとし、やむを得ない事情によると市長が判断したときは、利用を中止することができる。

2 市長は、ホームページ管理運営団体がこの要綱及び平塚市地域情報共有ホームページシステム利用規約に反するなどホームページ管理運営団体として不適切な利用を行っていると判断したときは、ホームページ管理運営団体に事前に通知した上で利用を中止させることができる。

（会長の変更）

第9条 会長は、会長に変更があったときは、会長変更届（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

（実務責任者の変更）

第10条 会長は、実務責任者を変更したときは、実務責任者変更届（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

（ホームページ更新担当者の変更等）

第11条 会長は、ホームページ更新担当者の変更又は副担当者の追加、変更若しくは取消しをしたときは、ホームページ更新担当者等変更届（第6号様式）を市長に提出しなければならない。

（ホームページデータの抹消）

第12条 市長は、この要綱及び平塚市地域情報共有ホームページ利用規約に反する行為があったと認めたときは、事前に通知することなくホームページデータを抹消することができる。

（システムの中断及び停止）

第13条 市長は、次に掲げる各号のいずれかの事由に該当する場合には、事前に通知することなく本システムの一部又は全部を一時中断し、又は停止することができる。

- (1) 本システムの運営上又は管理上の必要からシステムの保守点検及び更新を定期的又は緊急に行うとき。
- (2) 停電、回線の不通、自然災害その他不可抗力により、本システムの運営が困難となったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が運営上又は技術上必要であると判断したとき、又は不測の事態により本システムの運営が困難と判断したとき。

(免責等)

第14条 市は、本システムの改修及び運用の停止、休止若しくは中断を行ったこと、又は不測の事態によるデータの消失若しくはデータの削除等によって生じた損害に対しての一切の責任を負わない。

2 市は、本システムの利用に際し、ホームページ管理運営団体が第三者に与えた損害の一切の責任を負わない。

3 ホームページ管理運営団体は、当該ホームページ管理運営団体が第三者に損害を与えたときは、当該ホームページ管理運営団体の責任と費用をもって解決する。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日（平成22年11月19日）から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年12月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

平塚市自治会地区連合会

なでしこ地区自治会連絡協議会

花水地区自治会連絡協議会

港地区自治会連絡協議会

富士見地区町内会連合会

松原地区自治会連合会

崇善地区自治会連絡協議会

八幡地区自治会連合会

四之宮地区自治会連合会

真土連合自治会

横内連合自治会

横内団地連合自治会

田村自治連合会

大神自治連合会

中原地区町内会（自治会）連合会

伊勢山自治会連合会

東中原連合自治会

大原自治連合会

南原町内会連合会

豊田地区自治会連絡協議会

城島地区自治会連絡協議会

岡崎地区自治会連絡協議会

金目地区自治会連絡協議会

金田地区自治会連絡協議会

旭南自治会連合会

旭北自治会連合会

土屋地区自治会連絡協議会

吉沢地区自治会連合会